

# かぞくのほなし きむら あきこ

## 第五話 天国からの年金

毎年、誕生日の頃に、年金特別便というはがきが届きます。その中には、自分が将来受け取ることのできる年金の額が記されています。老年期にはお金がどのくらいあれば生活できるのかが、しばしば話題になっていたようにも思います。老後の資金が準備できておらずに、将来を憂いてしまう人や、最終的には社会保障が整っているのだから心配ない、などと楽観的に捉えている人もいます。時折、年金事務の誤りによる未払い等のニュースも耳にすることがあります。

現在、老齢基礎年金は、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した受給資格期間が10年以上ある場合に、65歳から受け取ることができることになっています。逆を言うと、10年未満では、年金を受給することができないのです。そんな年金ルールの中で、ある人の話を思い出しました。

### その日暮らしの毎日の中で . . .

忠男さんは、3人兄弟の末っ子でした。15歳で中学を卒業すると、「金の卵」と言われた同じ年頃の子供達と一緒に、都会の働き手として故郷を離れました。田舎の貧しい家では、両親と兄、姉が、末っ子の巣立ちを元気に見送りました。上京後の忠男さんは、社員寮で生活し、毎日仕事と寮の往復の単純な生活でしたが、あっという間に生活には慣れていきました。田舎で高校に進学した同級生が学生生活を送っている時期に、忠男さんは、仕事から帰宅すると、同僚や先輩たちと酒やタバコを嗜みながら、麻雀をするような生活を覚えていました。未成年者が酒やタバコを嗜むことを咎める大人もいないような当時の環境でした。

あっという間に月日は流れ、20歳を迎えた頃には、すっかり大人びた風貌です。都会のあちらこちらを知るうちに、15歳で仕事のために上京した時の、

勤労意欲はどことなく影を潜めていました。怠けることも、ちょっとしたずるがしこさも身につけていました。

「金の卵」として入った勤め先を辞め、より多くの収入を目指しながら仕事を転々しているうちに、田舎の実家の両親や兄弟に対しての後ろめたさが、故郷に帰る足を遠のかせてしまっていました。気づけば忠男さんは30歳も半ばを過ぎていました。そんなある日、偶然出会った田舎の友人から父が亡くなっていたという知らせを聞きました。友人は、親の死に目にも会いに来なかった忠男さんのことをひどく中傷したものでした。父の死を知った忠男さんは、慌てて田舎に帰りました。母と兄、姉はそんな忠男さんを責めることもせず、音信不通からの再会に安堵した様子でした。

父を亡くした母の面倒を見ると言う理由で、20年ぶりに田舎での生活を再開しました。母の面倒をみながら田舎での仕事を細々としていました。15歳で都会生活を覚えた忠男さんにとって、田舎の暮らしは退屈なものでした。それが性分なのか、ある日ふらっと家を出てしまい、それっきり、忠男さんが実家に戻ることはありませんでした。

何故、家を出たか。忠男さん自身もよくは記憶していないそうです。再び、都会の雑踏の中で、その日暮らしが始まりました。都会では、手配師が紹介してくれた仕事先に行き、その日の収入を得ては、また翌日の仕事です。面倒になれば、そこらこらで夜を過ごし、自由気ままな放浪生活。そんな生活をしているうちに、いつしか都会のそこそこが、忠男さんの「ホーム」となっていたのです。そこが、「ホーム」なのか、「ホームレス」なのか・・・50歳を過ぎた頃には、健康懸念をされ手配師に仕事を紹介してもらうこともずいぶん減ってしまいました。それでも、なんとか食いつないだものです。

70歳に迫ったある日、忠男さんは、仕事中に倒れてしまいました。持病の高血圧が悪さをしたようです。救急搬送された病院で、保険証の提示を求められたものの、健康保険などには当然加入していません。病院のソーシャルワーカーが、生活保護の手続きを支援しました。短期間の加療を経て、忠男さんは、生活保護の範囲内で賄えるアパートに暮らすことになりました。壁も屋根もあり、自分だけのスペース。何年ぶりだろうか。生活保護はやや窮屈な面もあったけれど、70歳にもなった体を駆使して働くよりも、ひっそりと生活できることは悪くはない、とも感じていたのが正直な気持ちだったそうです。3人きょうだいの末っ子だった自分。兄や姉は、どうしているだろう。母はきっと、この世にはいないだろう。天井を眺めながら思い出すのは、故郷の母ときょうだいのことです。

生活保護のケースワーカーが、定例訪問でもないのにやってきました。何か、重大なニュースをもってきた空気は感じたものの、それが良いニュースなのか、

悪いニュースなのかは検討もつきません。今更、良いニュースもないだろう、と思ったのも事実です。ケースワーカーは、申し訳なきような、それでもこれは忠男さんにとっては良いことなのだ、と前置きして言いました。

「忠男さん、あなたに支給されるべき年金がありました。」

なんのことかさっぱりわかりません。忠男さんは、20歳を過ぎた頃から定職についたことがなく、日雇い収入の毎日でした。年金制度が変わった以降も、何の手続きもせず、年金を収めたことなどありません。当然、年金受給の要件などは満たしていないことは自分が一番理解していました。ところが、生活保護を受給した後、役所の人から、事務手続きをしていくうちに、忠男さんには年金の受給資格があったことがわかったのです。年金を収めていたのは、一度故郷に戻り母と暮らしていた時期だと言うことがわかりました。およそ、10年と少しの間、忠男さん宛の年金の振り込み用紙で、母が納めていたのです。ある日、ふらっと姿を消してしまった息子宛に届く年金の振り込み用紙。母は生きている間、その用紙が届く間、せっせと振り込みを続けたのです。

忠男さんは驚きました。そして、65歳以降の年金が遡って支給されることになったので、生活保護は停止になり、まるで母が天国から送ってくれたような年金で生活することになったのです。

15歳で貧しい親元を離れ、「金の卵」と言われ都会に旅立つ息子を送り出し、都会にもまれて故郷に戻った息子。そこには、しっくりくる居場所もないまま、何も言わずに出て行ってしまった息子を思いながら、母は年金の振込用紙をもって、律儀に年金を納め続けたのです。そんな母の姿を思い浮かべて、忠男さんは親孝行ができなかった自分を後悔しています。そして、毎日、母を思いながら故郷の空を思い浮かべているのです。

母の思いが、時間差で届いたようなお話でした。

## おわり

\* 個人情報に配慮して、事実を加工しています。